

# 老齢基礎年金の額を増やしたい方は 「付加年金」をご利用下さい

国民年金第1号被保険者の方(自営業や学生の方など)が、定額保険料に付加保険料をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。

## ○付加保険料と付加年金の額

一般保険料と一緒に、月額400円の付加保険料を納めると、付加年金の1年間の額は、「200円×付加保険料を納めた月数」で計算されます。

### 【例】付加保険料を5年間(60か月)納めた場合

納めた額 400円×60か月=24,000円

受け取る付加年金額(1年間) 200円×60か月=12,000円

65歳から老齢基礎年金と一緒に支給されます。ただし老齢基礎年金を繰上げまたは繰下げた場合には、老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されます。

## ○付加保険料を納めることができる方

- ①自営業者などの国民年金第1号被保険者
- ②半額免除などの一部免除を含め、保険料を免除されていない方
- ③60歳以上65歳未満の方など、国民年金の任意加入被保険者

## ○加入の手続きと相談先

役場住民課または岐阜南年金事務所

## ○留意点

- ・付加保険料の納期限は、翌月末日と定められています。
- ・納期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
- ・付加保険料を納付することを辞退する場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要となります。
- ・国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることはできません。

## 教育委員会だより

羽島郡二町教育委員会 ☎245-1133

### 地域の活動を通じて 顔見知りになろう

羽島郡では、土曜日の子どもたちの居場所づくりの一つとして、子ども向けの教室を開催しています。

そこで講師となって教えてくださる方は、地域の方がほとんどです。子どもたちはそんな地域の方とふれ合うことで、顔見知りになり、親しみをもちます。また、異なる小学校区の子と出会い、異年齢の集団の中で、学校とは違う体験をすることができます。

地域の方は、自分の得意なことを生かして、自分ができることを子どもたちのために教えてください。子どもたちもやってみたくてという気持ちで教室に参加するので、互いに楽しく活動することができます。

こうした教室は、地域の方がいてこそ成立するものです。子どもたちのために「何かしてあげたい」「こんなことも教えてあげたい」と考えて実践してくださっています。とても有意義な教室だと考えています。

先日の朝、高齢者の方が踏切を待っていた際の事です。同じ踏切で待っていた中学生がその方に声をかけ、親しげに挨拶を交わしていました。挨拶だけでなく、少し会話をしてから登校していく姿は、実に爽やかな光景でした。おそらくその方と中学生とは顔見知りだったのでしょう。

地域の方と顔見知りになると自然とあいさつができます。逆に知らないと判断すると、警戒心もちます。町では、様々な活動の中で、地域の方とふれ合う機会はたくさんあります。こうしたわくわく広場もその一つ。ぜひ、積極的に活用してください。また、地域の皆さんも子どもたちのために何か関わりをもってもらえると、互いにあたたかい気持ちになれると思います。